

平成30年6月18日（月）

○議長（岡 弘悟君）順番3、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）1、3月議会での私の質問に対する市長の答弁をたずぬ。

憲法の考え方と日本を取り巻く現実の厳しい国際情勢とは大きなずれがあるという事実をはっきり学校で教えるべきである。教えないことは、我が国の現状について正しい理解に導き云々と規定する学校教育法第21条に違反するのではないかという趣旨の発言をしました。

これに対して市長は、「市議会は憲法や法律にかかわることを議論する場ではない」、また、「一市長が国の法律に関してものを言うのはいかななものか」と答弁されましたが、その根拠を伺います。

2、橋本市民病院での組織的なパワハラ（いじめ）について。

橋本市民病院の職員から、組織的なパワハラを受けていて耐えがたい苦痛を味わっていると私に助けを求めてきているが、心当たりの有無、もし心当たりがあれば、その改善策を伺います。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君の質問項目1、3月議会での質問に対する市長の答弁をたずぬに対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）3月議会での松浦議員の質問に対する私の答弁についてのおたずぬについてお答えをします。

まず、憲法の考え方と日本を取り巻く現実の厳しい国際情勢については、3月議会において私が答弁させていただいたとおり、教育

方針に基づいて教育長を筆頭にしっかりと教育をなされています。また、平成29年12月議会において教育長が、「時事的な課題や問題についての客観的事実とさまざまな考え方があることを教育している」と答弁をしています。

「市議会は憲法や法律にかかわることを議論する場ではない」という答弁に対するおたずぬについては、学校教育法等に基づく本市の教育方針は法に違反していないと考えており、見解の相違がありますが、法律などに対するそのような個々の見解については、この一般質問において議論する場ではないと考えています。

また、「私は一市長であり、国の法律に関してものを言うのはいかななものか」という答弁に対するおたずぬにつきましては、地方議会において条例等の審議がなされるのと同様に、法律については、国会において国民の代表である国会議員が審議するものと認識をしております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）答弁は3つに分かれていると思うんですけども、最初の部分についての答弁については、私は内容について不満がありますけれども、議員と市当局との答弁のあり方としては何も問題ないと。だから、僕はこれについては聞いていないんです。

問題は、「市議会は憲法や法律にかかわることを議論する場ではない」という答弁です。議会あるいは議員は、議員の仕事というのは市当局の権限の行使が政治的に妥当なものであるか、また、憲法や法律に違反していないかをチェックする、これが仕事です。こうい

う仕事をしている議員が市当局の行為が憲法や法律に違反していると考える場合に、根拠を示して、違反しているから中止あるいは是正を求める行為は議員の正当な仕事なんです。まさに市議会の仕事はそういうことではないのでしょうか。

また、次、「私は一市長であり、国の法律に関してものを言うのはいかなものか」と、これについては、「条例等の審議がなされるのと同様に、国会において、国民の代表である国会議員が審議する」、私、そんなこと何も言っていないですよ。私は、市長が政治的意見があるのであれば、法律に対しても、これは妥当でいい法律だ、あるいは、この点問題があるんじゃないかと、そういう意見表明して何ら問題がないと。ここで議論するどうのこうのという話じゃないんです。

○議長（岡 弘悟君）松浦議員、その中で質問のところはどこになるのか、もう一度指摘願えますか。

○1番（松浦健次君）根拠を示してくださいと。先にやりましたやろ。

○議長（岡 弘悟君）答弁願います。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）一つの議論として議論をするのは必要やとは思いますが、上位法なので、私と松浦議員が議論したところで、そういうことについては、逆にこの場で変えることもできませんし、それを一般質問で答えるというのはいかなものかなというふうに思います。

私は、何回も答弁しておりますように、今の状況は、今の教育方針でやっているところは全く問題ないと思っておりますので、それに対して議論は必要ないというふうに思っています。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私の真意を理解してくれていない。今おっしゃった、問題となることはない、初めの3分の1の部分については私は同意できません。納得できませんけれども、議論として成り立つ。それについて、私は問題にしていないんです。全然問題にしていないんですよ。

私が言うのは、法律に市の行為が違反している場合に、議員がそう思ったときに、根拠を示して、これはおかしいんじゃないですかと。法律は、憲法はこの物差しなんです。その物差しに合っていないんじゃないかと議論するのは当然議会の仕事でしょう。それを市長は否定されたから、私は、議員あるいは議会の権限を制限するような、そういう答弁だからだめだと、不合理だと言っているんです。どうですか。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えします。

先ほども答弁しましたように、私は今の教育方針に対して何の問題もないと思っておりますので、議場で議論をする必要ないと言っているだけです。もし法律的なところが問題あるというのであれば、逆に国のほうへ議会から意見書を上げていただいて、この法律が問題あるというふうなことを、まず議会の中で議論していただくということが大事なことでないかなというふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私は法律に問題があると言っているのではないですよ。法律は物差しだと。市の行為はこの物差しに違反しているんじゃないかと、そういう議論をしたときには、この物差しはこうだから違反していない、あるいは違反していると市当局が答弁すべきであって、その問題自体を議会で持ち

出すのは間違いだという答弁はおかしいと言っているんです。

○議長（岡 弘悟君）ちょっと整理します。

松浦議員は、松浦議員の中の議論の中で、今の教育が、違憲とは言いませんね、ちょっと物差しに合っていないんじゃないかなという考え方のもとで一般質問をされています。今、松浦議員がおっしゃっているのは、そして、市長がそれは問題がないという認識のもとで発言はされているんですけども、じゃ、なぜ問題がないのかという部分について議論を行っていくのが議会じゃないのかという質問をされているんですよ、いえ、違うんですか。

○1番（松浦健次君）いろんな価値観の相違で食い違うというのは、これはしょうがない。それはしょうがない、これは問題じゃないと僕は言っているんですよ。その後で、後での話です。この物差しが法律だと。市の行為がこの物差しに合っていないんじゃないかと、違反しているんじゃないかと僕は聞いているのであって、答弁としては、こういう理由で違反していないと、この物差しに違反していないと、そういう議論をしなければ。

この議論を持ち出すこと自体がおかしいというような答弁を市長がされているので、それは議員や議会の権限を制限するのを当然のごとく考えておられるような答弁なのでおかしいという話です。こんなわかりやすい話はないじゃないですか。

○議長（岡 弘悟君）答弁願います。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

普通、市の中でも条例は上位法を超えてつくってはいけないようになっておりますし、そういう中で本当に、一般質問という中で議論していくことが正しいのか、じゃ、委員会

でやっていただいても結構だとは思いますが、よく松浦議員の言っている意味が私には理解できませんので、どういうふうに答えていいのかわかりません。

ただ、終始一貫しているように、私は今の教育方針に関しては全く問題ないというふうな認識を持っておりますので、そこで議論せいと言われても、議論する余地はないと思います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）副市長、どうですか。今のやりとりを聞いていて、こんなへんてこな、議論のかみ合わない、議会制度を理解していない市長の答弁、私は非常に情けない。副市長、どない思いますか。

○議長（岡 弘悟君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）松浦議員の言われていることは理解はできるんですけども、その上で市長が答えられているところも、ちょっとかみ合っていないところがあるのかもわかりませんが、この場で議論できるかどうかということをお尋ねなのもわかりませんが、市長が申し上げているのは、それについて、その根底に松浦議員のそれを問われている根底にあるのは、法律の物差しに沿って市の教育方針が合っていないという前提で議論をされているので、市長としては、これは合っていますということでご答弁を申し上げているところなので、ちょっと、できるかどうかのところを直接的に市長はお答えをしていないのはそのとおりかと思っておりますけども、その背景にある……。

○議長（岡 弘悟君）副市長、松浦議員は、個人の相違はもちろん理解できるんですけども、議論をすべきでないというところに問題があるんじゃないかというお話をされているんだと思います。

○副市長（森川嘉久君）はい。ですから、そ

の点については市長は直接的には応えられていないのはそのとおりかとは思いますが、ただし、その背景にあるご意見について、かわりに答えさせていただいているということであろうかと思えます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）理解していただけなかったら。皆さんわかっていると思うので、それで。

次へ行きます。

「私は市長であり、国の法律に関してものを言うのはいかなものか」と、そういうことで、いや、これ答弁で、「地方議会において条例等の審議がなされるのと同様に、法律については、国会において国民の代表である国会議員が審議するものと認識しております」と、これもおかしな話で、私は審議、法律の当否を、適否をここで審議しようなんて言うてないんです。一国民が、いろんな法律がいい、あるいは悪いと、賛成だ反対だというのが一国民の権利でしょ。市長になったらそれを言うてはいけないんですか。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）先ほどから答弁していますように、上位法との関係をいろいろ私がこれに問題があるとか、これに対してどうせなあかんということは、権限外じゃないかなというふうに思いますし、そのことを逆に国会議員に松浦議員のほうから伝えていただいて、こういう議論を国会ですてくださいというのが、私は地方議員と国会議員の本来の役目だと思います。したらあかんと言うていのはなくて、僕は一般質問にそぐわないんじゃないんですかというお話をしているんです。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）全然、真意を理解していただけないので、この問題について、私も

あほらしなったんで、やめます。

第2問に移ってください。

○議長（岡 弘悟君）この際、1番 松浦君の質問項目2、市民病院での組織的なパワハラに対する答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君の質問項目2、市民病院での組織的なパワハラに対する答弁を求めます。

病院事務局長。

〔病院事務局長（小林久義君）登壇〕

○病院事務局長（小林久義君）橋本市民病院での組織的なパワハラ（いじめ）についてお答えいたします。

橋本市民病院では組織的なパワハラ（いじめ）の事実はございません。

当院では、ハラスメントの相談窓口の設置やプライベートの相談窓口として院内交番を設置するなど、勤務環境の向上のための取り組みを行い、働きやすい職場づくりに努めております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）これから再質問をするにあたって、理解をしていただくために前提として、一応こういう紹介をさせていただきます。

被害者は橋本市民病院に薬剤師として勤務25年。資格としては、がん薬物療法認定薬剤師、これは市民病院ではただ1人、和歌山県で9人らしいです。NST専門療法士、この

1と2を二つ持っているのはこのお方1人らしいです、和歌山県で。外来がん治療認定薬物師、それから認定実務実習指導薬物師、和歌山県糖尿病療養指導士と。学会ではいろんな学会へ行かれて、非常に勉強熱心だということで、それはがん関係については薬剤師の中では第一人者だということを自他ともに認めております。

私が直接体験したことをちょっとお話しさせてもらいます。

客観的な事実は双方の意見を聞かなければわからないということで、市民病院の総務部長にお願いして、そうしたら、わかりましたということで、場所をつくってくれたんです。市民病院の会議室です。その被害者と、病院側からは薬剤部長と総務課長と、私と4人でいろんな話をしました。

その被害者が話を始めると、総務課長、あるいは薬剤部長が、それはきょうのこの場で述べてはだめやと、そういう細かいことは話しちゃだめやと、すぐにとめに入るんです。その状態もものすごい勢いでがんがんとやるので、これはすごいなと思って聞いていました。あんまりひどいので、僕は、いやいや、ちょっと待ってくれよと。きょうは僕が客観的にどういう状態かということを知りたいのでここへ来させてもらたんだから、被害者の言うことも十分話させてあげてよと言うて、とめて話をしてもらった。また話をし出したら、またそれはだめだ、あれはだめと同じようなことを言うんですね。そういう繰り返しが何回もあったと。私は大変よい経験をさせてもらいました。

その後日、事務局長からも説明を私は受けました。Aさんが能力がない、間違いが多いと。去年は2回、一昨年2回。でも、その前は92回だったと、こういうふうに事務局長は僕に話をされた。その薬剤師に聞いたら、

全くのうそだと、92回なんてあり得ないと、かんかんに怒ってました。資料を出してくださいということでした。

それと、総務課長と事務局長と私と3人で懇談したとき、今度はまた別の場面です。総務課長、事務局長、私、3人。このときに事務局長は、この一薬剤師は麻薬の問題も起こしているんですよと言われたんです。ほうっと私も思いまして、後日、すぐその人に聞いたんです。そうしたら、とんでもない捏造だと、うそだと答えられたので、私は事務局長に、本人はこう言うてますよと、まず後日話したら、いや、もごもごという感じで、薬剤師の一さんがやったわけではないんですが、むにやむにやむにやという話でした。

以上の状況の中で質問をさせていただきます。

まず、真冬、20℃の職場と。熱源のお願いしても無視されたと。部長に言うたら、パソコンへの影響があるというふうにか言われたらしいんですけども、薬局のほうにはパソコンが数台あるけれども、熱源、加湿器をどんどん暖めて気持ちよくなる環境で仕事をしていると。この人は別の部屋でやっているんです。そういうことについてはどうですか。

夏、20℃に設定するというのは、ニチイ学館の状態でパソコンの関係で20℃に設定しなければならぬというふうになっているらしいんですけども、ニチイ学館のその部屋は20℃に設定してあってもパソコンとかいろんな熱でちょうどいい、暑いぐらいやと、そういう状態らしいです。ところが、この被害者の人はずっと20℃だと。

このまま放置されますか。放置されればしたら、夏も20℃の状態でも執務することになるんですけども、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）まず、先ほど92回とおっしゃったんですが、平成28年度の段階で、1年で27回の誤りですので、ちょっと訂正させていただきたいと思います。

それで、DI業務をさせていただいているんですが、ここの部屋につきましては、そういう環境にあるというのはちょっと私どもも承知してなくて、もしそういう状態であるのであれば、冬は暖房、夏は冷房のほうをまた完備させていただきます。その辺の勤務環境は、もちろん、病院の中で職員安全衛生委員会、管理委員会がございますので、そちらのほうで議論した上で適正な対応をいたします。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）その人、かわいそうに体壊して、今でもこたえているという話です。

次に、あいさつしても薬剤部長は返事してくれないと。いつも無視されると。これもパワハラの一つじゃないんですか。また、タクシーチケットをもらって、みんな和歌山の勉強会へ行くんだと。ところが、この人に一緒に行こうと誰も言うてくれへんと。みんなすっく行ってしまおうと。あるときに、和歌山で学会が終わって帰るときに、黒いタクシーが、黒塗りののが来て、見たら知っている人が3人乗っていたと。1人が下を向いて見えないようにして、1人は横を向いたりして自分たちとわからないようにしていた、そういう雰囲気らしいです。

さらに、輪番、地域救急の全てを橋本市民病院が受ける日が月3日程度あるんです。9人の薬剤師がいるから、9分の1が普通の公平な割り振りですけども、この人には3分の1と。だから、本人から都合を聞いたとか、都合を聞いてからこうしたとか、そういう理由は全くないと。だから、母親の病院に連れていくときも、いっぱい支障が生じたという話です。どうですか。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）相当、個人情報も具体に出ていますので、お答えいたしますが、まず、タクシーチケットの受領についてです。

ここはちょっと、地方公務員という性格上、特定の業者からの金銭類は受け取ってはならないということになっています。ただ、公正取引委員会の指導のもと、日本製薬工業協会では、旅費、交通費とか宿泊費等に限りまして、限定しまして、特に認められていると。

また、公務員倫理においては、公務員でも周辺交通事情等から見て問題がない範囲で、その利害関係者から提供される自動車を利用することは許されるとの解釈によりまして、和歌山県内では交通の利便性が相当ちょっと悪いということもあって、それを考慮して、状況に応じて参加者にタクシーチケットの配付・受領が認められておるということです。

したがって、医薬品メーカー等から参加者を募るために提供される場合は受け取っているというところがございますが、この際、職員から要求とか強要してはならないというふうになっております。

したがって、当ケースにおいて、関係職員にヒアリングを行いまして、事実関係を把握しております。職場の人間関係、コミュニケーションの問題があるというふうに認識しております。先ほどのあいさつの関係等。部門長にはコミュニケーションの向上に努力するよう指導したところでございます。

ただ、議員からのご指摘もありましたので、果たして不公平なのかどうか、当院として医薬品メーカーに対して、医師以外の職員に配付したタクシーチケットが何枚であったのかというようなこと。これを過去4年間の状況を調査いたしました。その結果は、医師以外の職員ですけども、延べ10名の該当者に対し

まして全部で47枚が配付されておりました。

しかし、当人は1人で23枚受けているという実態でした。実に半数、49%の枚数を受領していたということがわかりました。これこそが他の職員が研修会に参加する機会を奪っているということから、一職員に偏って一方的に利益を享受しているということになると考えます。まさに他の職員が不公平をこうむっているというようなことでございます。

輪番のことにつきましては、当直のところでございますが、当直業務におきましてもいろいろ問題もございまして、1月から……。

○議長(岡 弘悟君)議長より申し上げます。

答弁と質問があまりにも個人的な情報の開示につながりますので、答弁、そして、質問に関してはあまり個人的なところに踏み込まないように、よろしく願いいたします。

○病院事務局長(小林久義君)はい。

当直業務におきましても、もうこれは当直を外しておりますというか、当直はしていただいておりますので。

○議長(岡 弘悟君)1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)タクシー券については、事実かどうか私はわかりませんので、また後日、話すことにします。

当直、今は外しているけれども、1年間にわたってパワハラが、本当は9分の1だけでも3分の1やらされたらと、その事実はやっぱり認めないとだめですね。

それと、まだいっぱいあるんですよ。だから、端的に質問に対して答えていただきたいと思えます。

薬剤師支援システム、ファーマロードという機械があるらしいです。それを押せば、この薬が出たときに、これとこれが一緒になったら危険だとかそういうのが瞬時にしてわかると。その人の薬歴と、それと薬の名前を打ち込んだらすぐわかる。それを勝手に薬剤部

長にとめられて、全部手でやらされた、ずっとやらされたらと。それは一瞬にしてできるものを、事によったら、普通は20倍とか30倍の時間とエネルギーが要ると、こういう状態です。なぜそういうことをするんですか。何か合理的理由はあるんですか。

○議長(岡 弘悟君)病院事務局長。

○病院事務局長(小林久義君)先般、議員が来られて、薬剤部長ともお話しいただいたところでございますが、その中身は、使い方において、データの使い方が間違っているというようなことでございまして、これ、一職員がということでございますが、ほかの人にも、ひょっとしたら嫌疑があるわけでございますので、一定期間、順次、制限をかけるようなことで、誰がという原因追究と、原因がわかればそれを修正していくというようなことをやっていく計画でございます。

○議長(岡 弘悟君)1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)それならそういうふうには、事前にこういうことでこれとめますと言うべきでしょう。後のフォローもすべきでしょう。全くしてなかった。私がそのときに、薬剤部長と総務課長と被害者と私とおるときに初めて、これどうですかと僕が聞いて初めて、薬剤部長は本人に対して、被害者に対して、君、あれ、どうしてかわかっているのかと。本人は、いや、わかりませんと。理由説明してくださいと。そうしたら、立ち上がって怒ってがんがんとやり出したので、もうそれはやめようと、こんなくだらん話しとってもしゃあないからもう帰ろうと帰ったんです。

ほんで、帰るときに、喫茶店でコーヒー飲んだときに、松浦さん、あれ、きょうは2人でしょうと。2人にあれ、がんがんにやられる、調査委員会、懲戒処分るときに、委員会の中で私1人で周り10人ぐらいおって、それであの調子でやられるんだと。釈明も何もできた

もんじゃないと。ちょっと待って、そこに委員長もおられるんでしょと。そういう場であれば、ちょっと待ってくださいと。この人にも釈明十分させて、それから実態を把握してから判断しましょうと、委員長は言ってくれないんですかと。あ、そんなこと一言も言ってくれない、そういう実態です。

だから、やっぱりそういうことについて、素直にやっぱり自分らで、このばかみたいいな私みたいなへば議員がこんなとこでやかましい言わんでもいいように、ちゃんときちんとやらんなあかん。僕はそない思いますよ。

どういうメリットあるかというたら、先ほどの話でしょう。ところが、大学病院をはじめ、このファーマロードというのはどこでも使っていると。手でやるのとこれとは同じソフトを使っているんで、何にも問題ないと。どこの病院でもそうしている。手でやるのは、薬剤師はたくさんあるので薬剤師専門のシステム、薬剤師支援システム、ファーマロードで。だから、手でやるのは、お医者さんとか看護師がやるときに手を使ってやるんだと。自分らはこういうことをやられたら仕事が非常に進まないし、忙しくて過ちも起こると。こういうふうに嘆いていました。

次へ行きましょうか。次、資格更新の妨害。資格の更新が妨害されていると。1、がん薬物療法認定薬剤師。いろいろ先ほど申し上げたこういう資格というのは1回取ればずっといけるわけじゃなくて、更新せないかと、そういう状態らしいです。そして、その要件としては、特定のセミナーを受講して、勉強会ですね、要するに。そういうのを受講して、あるいは実際に病院でいろんな症例にあたってみて、そういう経験とともに初めて更新の申請ができるらしいです。

ところが、セミナーへは行かせない、実践や症例検討会からも外されることにより、資

格の更新ができない状態に追い込まれていると。どういうことですか。

○議長(岡 弘悟君) 病院事務局長。

○病院事務局長(小林久義君) 市民病院は今まで培われてきた文化を今後も継続・向上させていく必要があると考えています。病院運営に必要な専門性を発揮し、地域の中核病院としての医療水準を確保していく上で、職員が専門や認定の資格を取得することは重要と考えています。そのため、現在その資格を有する職員がその資格を維持するための配慮はしながらも、一職員に偏ることなく、次の若い能力のある職員が専門や認定の資格を取得する機会を与えることも、同じように重要と考えております。部門の長は総合的に判断して公平に研修等へ参加させる人材を選定しているものであります。

○議長(岡 弘悟君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) 今の答弁に資格の延長も配慮しながらとありましたけども、配慮されていないから、こういう嘆きが出てきているんです。どうですか、これについて、院長、こういうことをして不都合はないんですか。

○議長(岡 弘悟君) 病院長。

○病院長(嶋田浩介君) 一応、——の資格の更新に不都合は今、生じていないと私は判断しているんですけども、ただ、——だけがその資格を継続すればいいんじゃないなくて、何人かの人がやっぱりその資格を持っている必要があります、——だけ特別にそういうふうに厚く研修会に行かせるということではできませんので、機会均等に行っていただき、複数の人がそういう資格を取得するというのを、一応、病院としては、ある人だけがたくさんの資格を持つんじゃないなくて、たくさんの人がそれを持っているということをつくりたいと思っています。

○議長(岡 弘悟君) 議長より申し上げます。



議論が本当に個人的な話に全て集約し、だんだんだんだんまた戻っていきまいますので、大きな意味でパワハラ問題についてまた議論していただいたほうが、当局としても答弁しやすいと思います。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)これが病院の姿勢について、このパワハラがどれだけ影響しているかということを私は今から話をするんですけども、その前提として、これ、今話をしているんです。

そうしたら、機会均等と言われますけども、この方の資格は消滅してもいいんですか。どれが消滅して、これはしょうがないな、これはしょうがないなということで判断された上で、今のお話をされているんですか。それとも、ざっくりした話ですか。

○議長(岡 弘悟君)病院長。

○病院長(嶋田浩介君)もちろん、――の資格は継続可能だと私は思っておりますけど。今の状態で――の資格が喪失するというふうには理解しておりません。

○議長(岡 弘悟君)1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)事務局長の話と違うんです。被害者は消滅してもそれは病院の方針ですと、私は事務局長に直接伺いました。ほかの若い人を育てなきゃだめだから、この人の資格は消滅しても、それはもうしょうがない、病院の方針ですと。どっちが病院の方針ですか。

○議長(岡 弘悟君)病院事務局長。

○病院事務局長(小林久義君)若い人を育てるというのが病院の方針です。というのは、1人の人がやめてしまったとかというときに、例えば病休、そういった不慮の事故なんかもやっぱりあるわけで、そういうことを考えていくと、複数の者がそういう資格を持つというのが病院の方針です。

○議長(岡 弘悟君)1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)ずれていると言うのは、今、院長が資格は消滅しないと言うてましたやろ。消滅してもいいというお話でしたやろ。どっちが方針ですかという話です。

○議長(岡 弘悟君)病院事務局長、このままでは、若い子を取らせることによって、以前から持っておられる方の資格が消滅するかどうかという点を松浦議員は聞いておられます。

病院事務局長。

○病院事務局長(小林久義君)病院長が申しましたように、現時点で消滅するとは考えていないと。そこはいろんな資格をお持ちでございますので、全資格にそれなのかという部分はございます。若い人がどういう資格を取っていいのかというのもこれから十分詰めて、重点的に行ってもらう部分と、それと若い人を育てる部分と、区分けする必要があると考えております。

○議長(岡 弘悟君)1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)今までの配慮は全くできていない。本人の話では、もういろんなカンファレンス、あるいは勉強会、検討会、こういうのを全部外されて一つしか残っていないと。このままでは私は全部なくなるんやと、そういう懸念をしております。

現に、もう消滅させると言うてたじゃないですか。じゃ、撤回しますか。ちゃんと保証するということを言うてくれますか。

○議長(岡 弘悟君)病院事務局長。

○病院事務局長(小林久義君)これはまた薬剤部の中の総合的な判断にもなりますので、上司である、上長である薬剤部長とも十分相談させていただきながら、病院の中で総合的に判断させていただきたいと思っております。

○議長(岡 弘悟君)1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)それで、外されたため

に誰が、じゃ、やっているかといえ、いろんな勉強会、症例検討会、それでは普通は、僕も素人だからあまりわからないので、友達の和歌山県下の公立病院の薬剤部長、知り合いがおるので聞いたんです。今のような状態を聞いたんですけども、こういうふうに言われたんです。松浦さん、薬剤は日進月歩で新しい薬剤が出てきます。資格は一度合格したら取れますが、その資格に応じたセミナーや研究・実践をしなければ、時代の進歩や変化についていけません。更新制度があるのはそのためです。更新の要件が定められているのは、その資格を有する薬剤師が知識・経験を高め、医師・看護師と力を合わせて、より新しい高度な医療を患者さまに施すことが必要なんです。そうだとすれば、資格者の更新に協力するのが病院の当然の義務だと言えるでしょう。それは、当該薬剤師のためにはもちろん、適切な医療を施す病院のためであり、何より患者さんのために欠くことのできない必要なものです。この方は、私は橋本市民病院の規模も知っていますが、資格の更新をさせないと考えにくいと、普通はそういうふうに考えますよという話でした。

そうしたら、更新については考えていただくと。今の状態でどういう不都合が生じているかといえ、がん専門の第一人者である薬剤師を抜いて、医者と看護師と薬剤師、これが症例検討、これについてはどういうふうな治療をしていこうかと方針を立てるときに、2年とか3年の薬剤師がそこへ入っていると。そうしたら、看護師・医師から聞かれて答えられないと。経験も浅いし知識も少ないだろうから、それは答えられないのは当たり前ですよ。そうしたら、医師・薬剤師・看護師、総合的に考えて最高の医療を患者に提供すると、こういうことができている、そういうことになるんじゃないでしょうか。その辺につ

いてのご感想はどうですか。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）先ほど、二、三年とおっしゃいましたけど、それこそ若い人に機会を与えているということで、そういうことを勉強していただくという機会をつくりながら、やっぱり若い人の養成をしていきたいというふうに考えております。

資格のところの継続については、病院に戻りまして薬剤部長とも十分相談して、その辺のところは病院として方針を決めていきたいと思っています。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）全然なっていないです。検討するときに若い人も一緒にやると、それでいいという話ではだめです。最も経験のある、力のある薬剤師も一緒に加わって、若い薬剤師も加わって、それで検討会を開いて、みんな力をつけていくと、それが普通だと、この人たちは言っているんですよ。ベテランを外して、なかなか経験も知識も乏しい人と一緒にそういうことをやっていけば、繰り返しになりますけれども、橋本市民病院は最善、質の高い医療を患者に提供するということができないじゃないんですか。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）今まで、同僚も含めて中堅の薬剤師もいるわけです。若い人、若い人と私言いましたけども、中堅どころの同年代の方々がそれぞれ育っていないという反省を病院としてもとにしまして、同僚も含めて、薬剤部内の中で公平にそういう機会を与えながら、全ての人たちがバージョンアップしていただければなというところまでございまして、今までちょっと若い人を養成できていなかったというところは、今後お願いしたいなど。薬剤部が総合的に発展していただきたいというような願いでご

ざいます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）よろしくお願ひします。

次に、懲戒処分。この点についても、まず、形式的な話なんですけども、懲戒処分によってこの人、今、3回目、結論出ていないらしいんですけども、2回懲戒処分をされた。懲戒を請求した薬剤部長が懲戒委員会の中に構成員としておると、これはおかしな話で、利害関係人であればその場に排除すべきで、公平・公正な懲戒委員会を実現するためにはそういう配慮が必要じゃないかと私は思うんですけど、どうですか。

○議長（岡 弘悟君）松浦議員、懲戒の問題についてのメンバーの選定については、こちらからは。

○1番（松浦健次君）パワハラの話よ、パワハラの一環よ、これもね。懲戒処分でむちゃくちゃやられているという話なんです。これ今から、理由がある。

○議長（岡 弘悟君）ちょっと病院、答えにくいですよ。

暫時休憩いたします。

（午後1時32分 休憩）

（午後1時33分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

この際、午後1時50分まで休憩いたします。

（午後1時33分 休憩）

（午後1時50分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を開きます。

病院長。

○病院長（嶋田浩介君）先ほど私の答弁で不適切な表現がありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

職員に対して——という表現を使ったのが不適切でしたので、職員に変更していただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（岡 弘悟君）ご了承願ひします。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私も訂正をお願ひします。

一部職員を特定する発言がありましたので、取り消させていただきます。その部分です。

○議長（岡 弘悟君）ただいま、松浦君の発言中、一部不適切な発言があったので、会議規則第65条の規定においてその一部を取り消し願ひたいとの要求がありました。

この際、お諮りいたします。

1番 松浦君から発言取り消し申し出があったので、会議規則第65条の規定により、その一部の取り消しを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、松浦君からの発言の取り消しを許可することに決しました。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）次は懲戒処分のことで、まず、懲戒処分をいただいた人が橋本市民病院の管理者、山本勝廣先生から、不服があれば公平委員会に審査請求をすることができるというふうに言われて、公平委員会に行ったらしいんですけども、僕も一緒に行きました。それ行ったときに、これは公平委員会の管轄外だと言われたので、公平委員会では審査いただけませんでした。

それで、市職員であれば公平委員会にかかるんですけども、市民病院では独立というか企業体ということで、公平委員会にかからない。そうしたら、不服申し立てするところがないんです。市職員にはあるんですけども、

市民病院の人にはないんです。これ何らかの形で改善していただくことが必要だと思わなくても、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）懲戒処分にあつては院内の分限懲戒委員会で審議され決定していたものでございまして、不服ある場合は関連法令に基づきまして弁護士に相談されることになると思われまふ。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そういうことをやっているから、不服申し立てできないと。普通、弁護士に頼んだら金要る、裁判になったら金要るという話で、なかなか泣き寝入りが多いと。これは普通の一般的な状態です。

そういうことを避けるために、市では公平委員会というのがあるので、そういう公平委員会に匹敵するようなものをまたつくっていただけるようなことを考えておられませんか。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）病院事業という別の組織でございまして、そこは関係法令とかそれから関係の機関に相談させていただきながら検討させていただきます。持ち帰って検討させていただきます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）時間の関係でもう最後になると思わなくても、懲戒処分を受けて、この方は減給10分の1、3カ月とすると、4月1日となっているんです。懲戒処分事由説明書、理由書です。これについてはこうあるんですけども、名前いろいろ出てきますので私が理解している範囲で説明させていただきます。

ある医者がつくった処方箋が間違っているということに気づいたので、その医者に、これ間違っているので訂正してくださいとこの方が言うたそうです。そうしたら、何か言う

て逃げていったと。院長にこういう事情ですと説明したら、当直の医師にやってもらってくださいという話だった。当直の医師にやってもらってくださいと言われたので、その医師を探してお願いしたら、要修正としておいってくださいと。私がちゃんとやってあげますよと、こう言ってくれたと。

それで、次の朝になつてもまだできていないので、いろいろ探してみたところが、私がやってやるという人がまだ連絡つかないと。そこで、もうこれはあかんなと思つて、最初に処方箋を書いた先生にもう1回、直接今度会つて説明して、こうこうです、だからかえてくださいと言うたらかえてくれたと。それで、書いて処方したと。

こういう話なんですけども、こういう場合には、法律的には処方箋がなければ勝手に、これ薬剤師法なんですけど、確かめた後でなければ調剤してはならないと、法律違反できないから医師のそういう処方を待ったと。そうしたら、ぐるぐる回つていたので時間的に遅れたと。遅れたからということで懲戒処分、減給10分の1、3カ月。

これは、こういうときにはこうすべきだとマニュアルで教科書にも載っているし厚生労働省の「薬局の求められる機能とあるべき姿」にも、指導書にも載っていると。そういう手続きをして、法律を守つて、事なきを得た人がなぜ処分されなければならないかと、この人はそういうふうには言っているんですけど、誠に奇々怪々な話です。ご説明願ひます。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）11月のことですが、医師から麻薬変更情報について電子カルテに記載するよう指示があつたにもかかわらず、記載しなかつたと。医師はそこで指示したということです。その医師による処方指示を直接医師に確認することなく、

ロックというか、電子カルテには書き込みを制限するためのロックがございます、それを解除したと。この二つについては患者の生命を害するおそれがあるということでございまして、ここで処分の事由になったわけでございますので、ご本人さん、もう一度確認をお願いしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）本人がこれを見て、事実無根だというふうに私に訴えてきたのでこれを申し上げているので、この流れというのは私もずっと聞いているんです。カルテに記載しなかったと、病院長の指示に従って手順を追っていったと。にもかかわらず、なぜこれほどの重い処罰を受けなければならないのかと。私は納得できないんですけども、もう一度ご説明願います。

○議長（岡 弘悟君）病院長。

○病院長（嶋田浩介君）これは処方するものではなく投与時間の問題で、投与時間の1時間のずれを、処方した医師は一応口頭でそのとき多分、手術業務だったと私は記憶しているんですけど、すぐに訂正ができなかったので、口頭で一応指示をして、そういう口頭指示というのは一応うちの病院でもどこの病院でも存在するんですけど、それがうまくこの職員の場合には、その指示がよしとしなかったということで、結果的には翌朝のその定時の時間に間に合わずにずれ込んだというのがあります、一応、多忙のときには口頭で指示を出していくのに、それに従わなかったということで、結果的には患者さんに迷惑をかけたというふうに判断しているのと、ここでちょっと個人情報になるので言えませんが、懲戒処分にはもう一つ別件があったように思

います。それ単独ではなかったように思いますけど、その別件に関してここで言うのははばかれるので、申し上げません。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）いろいろ後ろで指摘発言がありますけれども、こういう内容で懲戒委員会自体がやっぱり、構成員もそうですけれども、いろいろなことで叱られて釈明できないと。委員長が静かにして聞きましょうよと一言も言うてくれなかったと。こういうことはやっぱり直していかなと、みな嫌になりますよね。

それから、またこれつけ足しというのか、最後ですけども、薬剤師も自分たちはもう意欲、新しい、あるいは上の上級の資格を取る意欲なくなったと。頑張ってもこんな扱いを受けるんだったら頑張る必要ないなと。そういうふうに言っているらしいです、薬剤師仲間では。

だから、いろんな点で考えて、やっぱりみんな仲よく楽しく仕事をできるような形で運営していくと。院長とか管理者というのは楽団の指揮者と同じで、いろんな人の才能、長所をどんどん引き出して、全体としていい仕事をしていくということがやっぱり基本中の基本でありますので、これ私が言っているのは薬剤師の話ですけども、看護師、その辺からも私いろいろ聞いているんです。ちゃんとしてくれなかったら、また次の会でやらんなと。へば議員にこんな仕事させないように、ひとつよろしく願います。

ありがとうございました。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君の一般質問は終わりました。